別表 (第9条関係)

	区分	日額単価	負担区分(単位:円)					
事業名			生活保護世帯		市町村民税非課税世帯		その他の世帯	
			(母子、父子家庭等で		(母子、父子家庭等で			
			非課税世帯を含む。)		課税世帯を含む。)			
			保護者	委託料	保護者	委託料	保護者	委託料
			利用料		利用料		利用料	
短期入所生 活援助(ショ ートステイ)	2歳児未満	8,650	0	8,650	1,000	8,650	4, 300	4, 350
	慢性疾患児	0,000	ŭ .		1,000	2, 223	1, 000	1, 000
	2歳以上児	4,740	0	4,740	1,000	3,740	2,300	2,440
	緊急一時保護	1,200	0	1,200	0	1,200	0	1,200
夜間養護等	基本分	900	0	900	300	900	900	900
(トワイラ	宿泊分	900	0	900	300	900	900	900
イトステイ) 事業	休日預かり	2, 100	0	2, 100	350	2,100	2, 100	2, 100

備考

- (1) 1日とは、0時から24時までをいう。
- (2) 負担区分は、保護の期間の初日における状態を基準とする。
- (3) 生活保護世帯とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯(以下「母子家庭」という。)及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯(以下「父子家庭」という。)で、当該年度の市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。)をいう。
- (4) 市町村民税非課税世帯とは、当該年度の市町村民税(当該申請が4月1日から5月30までの間にあっては、前年度の市町村民税)が非課税である世帯をいう。